

「出張所ニュース」

宮古西維持出張所

〒027-0058

宮古市千徳第14地割29-5

TEL 0193-71-1760

FAX 0193-71-1761

宮古西維持出張所ホームページURL http://www.thr.mlit.go.jp/sanriku/10_jii/miyakowest/index.html

特殊車両の現地取り締まりを実施

令和4年10月28日(金)に山田町船越地内四十八坂駐車帯にて特殊車両の現地取り締まりを実施しました。

道路法では道路機能の保全と交通危険防止のため特殊車両の通行を原則禁止しており、通行するには道路管理者の許可が必要となります。このため、違反車両の指導・取り締まりを行っております。

特殊車両を運行される方は、道路法の遵守をお願いいたします。

「特殊車両」とは、車両の構造や輸送する貨物が特殊な車両で、幅・長さ・高さ及び総重量のいずれかが一般的な車両の制限値を超える車両のことです。



※特殊車両現地取り締まり風景(今回は、特殊車両の通行はありませんでした。)

twitter 
三陸国道事務所

@sanriku_mlit

道路の異状を発見したら

#から始まる
この番号へ

道路緊急
ダイヤル 

全国共通 24時間受付無料

#9910